

危機管理マニュアル

防災・生活

亘理町立亘理小学校

<目 次>

1	学校防災全体計画	…	2
2	教職員の動員	…	3
3	校内災害部組織と業務内容	…	5
4	情報連絡体制図	……	7
5	大地震後、津波被害が想定された場合の対応と避難誘導	…	8
6	地震発生時の対応と避難誘導（津波被害が想定されない場合）	…	15
7	風水害が想定された場合の対応	…	22
8	突風・竜巻・雷等が想定される場合の対応	…	26
9	保護者への引き渡し（地震・津波・大雨風水害を想定）	…	27
10	待機（宿泊）※帰宅困難者対応含む	…	29
11	集団下校	…	31
12	避難所の設置・運営に関わる協力（学校が避難場所となる際の対応）	…	32
13	学校再開に向けた対応	…	34
14	その他（熱中症発生時の対応・食物アレルギー緊急対応）	…	35

1 学校防災全体計画

巨理町立巨理小学校



2 教職員の動員

(1) 警戒配備 (0号配備)

配備発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ○県内に大雨、洪水等の警報が発表されたとき ○県内で震度4の地震が観測されたとき ○県内に大雨、洪水等の注意報が発表され、かつ被害の発生が予想される時又は被害が発生したとき ○その他特に学務課長が必要と認めたとき 				
本部設置	●本部設置なし(情報収集、連絡活動)				
本部長(学校長)		防災主任		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
<ul style="list-style-type: none"> ・配備につく ・情報収集を指示する。(気象情報、警報等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・配備につき、情報の収集にあたる。 ・本部長(学校長)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を確認する。 ・通常の活動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて対応する。

(2) 特別警戒配備 (1号配備)

配備発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ○宮城県内に津波注意報が発表されたとき ○町域で震度4の地震が観測されたとき ○その他特に学務課長が必要と認めたとき 				
本部設置	●警戒本部設置(安全確保、避難誘導、情報収集、連絡活動、応急対策)				
配備体制	校長、教頭、主幹教諭、副教務主任、防災主任、業務員				
本部長(学校長)		防災主任		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに配備につく。 ・地震: 生徒の安全確認、施設破損状況を確認させる。 ・津波: 各種情報を確認し、待機、避難を迅速に判断する。 ・風水害等: 気象情報等を確認し、下校を含めた安全対策を検討する。 ・教育委員会への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに学校での配備につく。 ・災害の情報、状況を確認し、必要に応じた対応を指示する。(生徒の安全確認、施設の破損状況の確認、登校の判断等) ・教育委員会への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに配備につく。 ・待機、避難を指示する。(放送等) ・情報を収集する。(気象情報、警報) ・本部会議で確認した内容を教職員に周知徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに学校での配備につく。 ・情報収集する。(気象情報、警報) ・本部会議で確認した内容を教職員に周知徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ定められた教職員は配備につく。 ・配備職員以外は、業務の補助をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ定められた教職員は学校での配備につく。 ・配備職員以外は、自宅等で本部(学校)の連絡を待つ。

(3) 特別警戒配備（2号配備）

配備発令基準	○町域で震度5弱の地震が観測されたとき ○台風や集中豪雨による大雨、洪水、高潮等の警報が発表され、広範囲、大規模な被害発生が予想されるとき ○その他特に学務課長が必要と認めたとき				
本部設置	●特別警戒本部設置（安全確保、避難誘導、情報収集、連絡活動、応急対策）				
配備体制	校長、教頭、主幹教諭、副教務主任、防災主任、業務員				
本部長（学校長）		防災主任		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
<ul style="list-style-type: none"> 直ちに配備につく。 地震: 迅速に避難誘導させる。 津波: 各種情報を確認し、迅速に高台に避難させる。 その他災害: 気象、交通情報等を確認し、下校を含めた安全対策を検討する。(授業打ち切り、部活動中止等) 避難者の対応について 教育委員会への報告 	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに学校での配備につく。 災害の情報、状況を確認し、必要に応じた対応を指示する。(生徒の安否確認、施設の破損状況の確認、登校の判断等) 教育委員会への報告 	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに配備につく。 避難の指示をする。(放送等) 情報収集する。(気象情報、警報)と教職員への周知徹底 全職員の業務を適確に指示し、迅速に対応できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに学校での配備につく。 本部長から指示を受けた内容を全教職員に周知する。(生徒の安否確認、登校判断) 避難してきた地域の方への対応をする。 	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ定められた教職員は配備につく。 防災主任からの指示を受け、担当業務に当たる。 	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ定められた教職員は学校での配備につく。 ※校長が必要と認めた場合は、全教職員が配備につく。 防災主任からの指示を受け、担当業務に当たる。

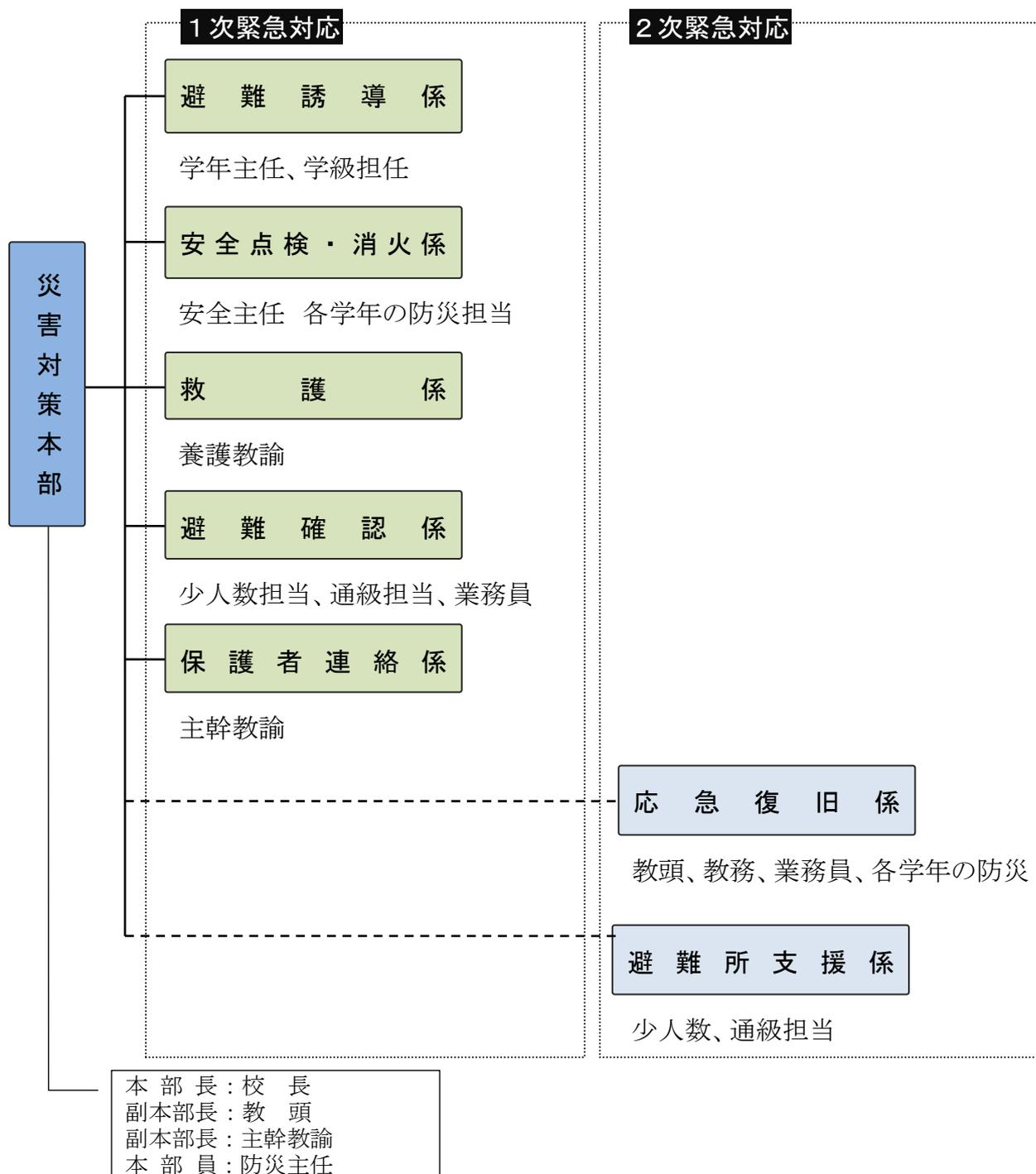
(4) 非常配備（3号配備）

配備発令基準	○県内に津波警報又は大津波警報が発表されたとき ○町域で震度5以上の地震が観測されたとき ○大雨、洪水、高潮等で特別警報が発表され、災害発生又は発生の恐れがある場合 ○その他特に教育町が必要と認めるとき				
本部設置	●災害対策本部設置（安全確保、避難誘導、情報収集、連絡活動、応急対策）				
配備体制	全教職員				
本部長（学校長）		防災主任		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
<ul style="list-style-type: none"> 直ちに配備につく。 地震: 迅速に避難誘導させる。 津波: 各種情報を確認し、迅速に避難させる。(二次、三次避難場所(高台、校舎屋上含む)) その他災害: 気象、交通情報等を確認し、下校を含めた安全対策を検討する。 避難者の対応について防災担当課、教育委員会へ報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに学校での配備につく。 災害の情報、状況を確認し、必要に応じた対応を指示する。(生徒の安否確認、施設の破損状況の確認、登校の判断、避難所開設等) 防災担当課、教育委員会へ報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに配備につく。 迅速に避難の指示をする。(放送、メガホン等) 一次避難場所の安全確認をする。 本部長の指示で二次、三次避難場所への避難を指示する。 情報の収集(気象情報、警報)と教職員への周知を徹底する。 全職員の業務を適確に指示し、迅速に対応できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに学校での配備につく。 本部長から指示を受けた内容を全教職員に周知する。(生徒の安否確認、登校判断) 本部長の指示を受け、避難所開設準備をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 全職員が直ちに配備につく。 防災主任からの指示を受け、担当業務に当たる。 	<ul style="list-style-type: none"> 全職員が直ちに学校での配備につく。 防災主任からの指示を受け、担当業務に当たる。

3 校内災害本部組織と業務内容

震災の規模や被害状況等を踏まえ、学校災害対策本部（以下「本部」）を設置し、迅速かつ組織的に災害対応に当たる。

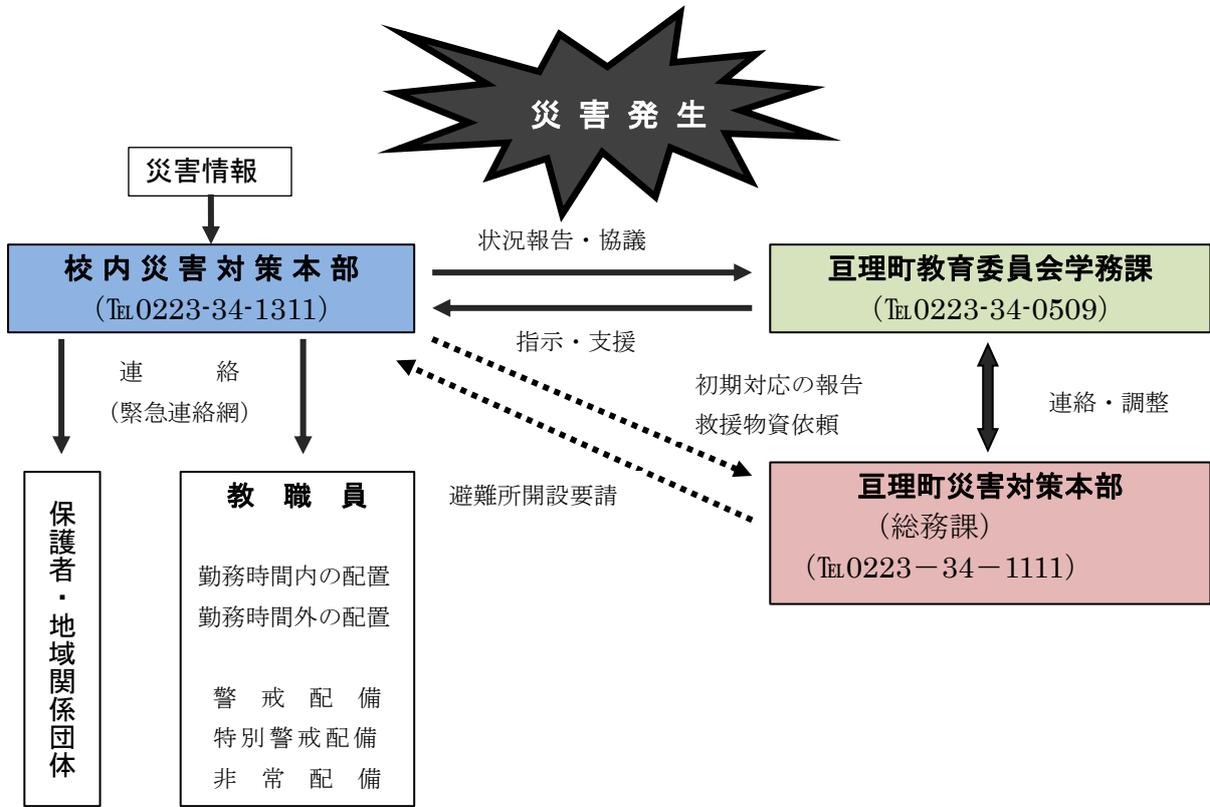
(1) 基本編成図



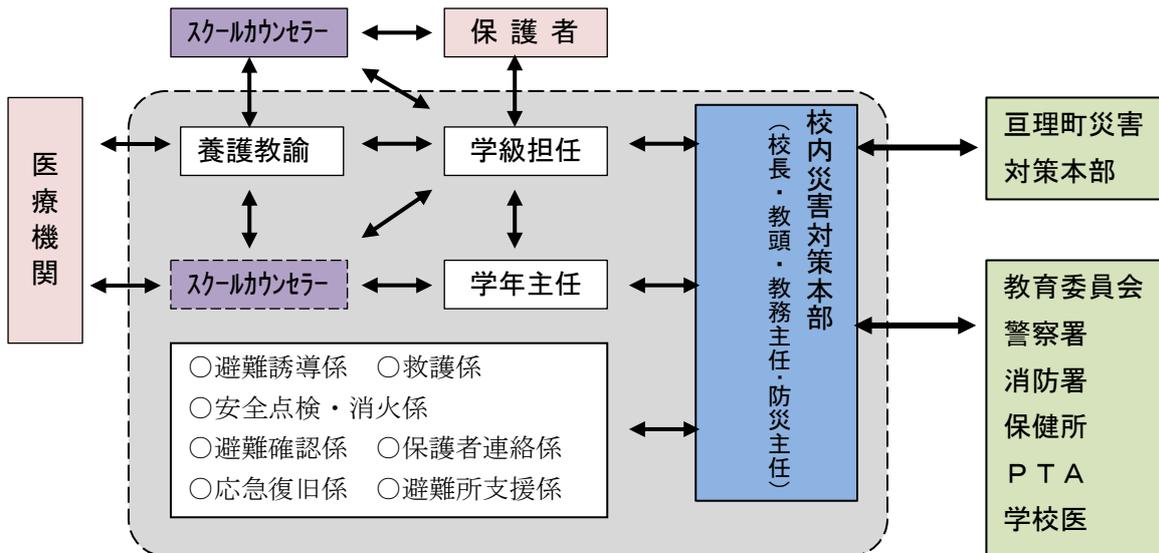
(2) 各班の業務内容

班 名	業 務 内 容	主な必要物品
本 部	<ul style="list-style-type: none"> ○校内放送等による連絡や指示 ○応急（緊急）対応の決定 ○各班との連絡調整 ○教育委員会、町災害対策本部、P T A等との連絡調整・報告 ○情報収集（気象、災害、交通情報等） ○非常持ち出し品の搬出 ○報道機関との連絡・対応 	拡声器、メガホン ホイッスル ラジオ 懐中電灯 乾電池（各種） （非常持ち出し品） ・児童調査票 ・児童名簿
避難誘導係	<ul style="list-style-type: none"> ○揺れがおさまった直後の安否確認 ○負傷状況の把握と本部への報告 ○安全な避難経路を確認しての避難誘導 ○行方不明の児童、教職員を本部に報告 	
避難確認係	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の避難後に校舎内の残留児童の確認 	拡声器、メガホン
安全点検・消火係	<ul style="list-style-type: none"> ○火災が発生した場合の初期消火 ○被害状況の確認 ○校舎、その他施設の被害程度の調査と本部への報告 ○初期消火の必要がない場合は、避難誘導、救護等の係を支援する。 	消火器 防煙マスク 安全点検表
救護係	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急医薬品、担架の持ち出し（AED含む） ○負傷者の応急手当 ○救護所の設営（保健室が使えない状況を想定） ○医療機関への搬送・連絡 ○負傷者の救出、救命 ○負傷者、危険箇所等の通報 ○「心のケア」の実施 	医薬品 担架 毛布
保護者連絡係	<ul style="list-style-type: none"> ○一斉メール配信、電話連絡網での対応 ○地域防災無線、地域コミュニティを活用しての連絡 ○引き渡し対応の事前の取り決め ○引き渡し場所の指定 ○児童生徒等の引き渡し作業 	
応急復旧係	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の把握 ○ライフライン被害状況の把握と本部への報告 ○危険箇所の応急処置 ○「立入禁止」「使用禁止」等の表示 	トラロープ 各種表示 各種工具
避難所支援係	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村防災担当課と連携しての支援 	救援物資については町災害担当課で準備する。 放送機材、カラーコーン、各種表示、腕章、ベスト

4 情報連絡体制図



学校組織 (校内災害対策本部)



5 大地震後、津波被害が想定される場合の対応と避難誘導

(1) 在校時の発生

☆教職員の行動 ★児童への対応

宮城県沖を震源とし、県内各地で震度6弱以上の地震を想定した場合

発地
生震

平成23年東北地方太平洋沖地震から <仙台市宮城野区五輪の状況>
・体感できる初期微動（P波）から小刻みな揺れが十数秒程度続き、その後、震度4以上最大震度6弱の揺れが断続的に3分弱続いた。揺れが収まりきらないうちに大きな余震が発生。
・緊急地震速報と同時に揺れが強まっていった（報知からS波到達まで約15秒）。

※数秒後に停電し、校内放送ができない状況

教職員

☆指定職員（複数）は、ハンドマイク、メガホン等で避難行動を指示する。

地震です。教室にいる人は、すぐに机の下にもぐりなさい。机の脚をしっかりと持ちなさい。教室以外にいる人は、落下物に注意しなさい。

- ★休み時間等で、児童から離れている場合は、揺れがおさまった後、直ちに児童生徒等がいる場所へ移動し、指導する。
- ☆火気を使用中であれば、揺れがおさまってからあわてずに火の始末をする。
- ★落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るようにさせる。
- ★壁や窓から離れ、壁、窓に背を向け不要ささせる。
- ★頭部を保護するため、机の下にもぐらせ、机の脚をしっかりと持たせる。
- ★安心させるような声を掛け続ける。
- ☆全職員は、揺れがおさまりました、出入り口の開放、負傷者の確認、火災が発生した場合は初期消火を行う。
- ☆各担任は、避難経路の安全確認をする。
- ☆業務員は、ガスの元栓の閉鎖、火の元の確認をする。
- ☆業務員は、化学薬品や石油類の危険物の状態を確認する。
- ★救護係は、手当の必要な負傷者に応急手当を行う。

児童

○「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ避難する

【教室】机の下にもぐり、落下物等から身を守る。

【廊下】壁、窓から離れ、蛍光灯やガラス等からの落下物から身を守る。

【体育館】安全な場所へ移動し、天板、天井灯の落下に注意する。

【校庭】落下物、倒壊の危険性のあるものから離れ、中央部分に避難する。

本部長（校長）

情報収集とともに安全な場所に避難の指示をする。

☆悪天候（強風雨、低温等）や、地割れ、土砂崩れ、液状化現象などで、避難場所や避難経路が危険な場合は、最も安全な場所を決定する。

地震はおさまりましたが、津波が来る心配があります。（大津波警報が発表されました。）先生の指示に従って、慌てず避難しなさい。

☆本部は、ラジオ、テレビ、インターネット、防災無線等により、震源地、震度、津波等に関する情報を収集する。

☆津波到達予想時刻、予想される津波の高さを確認する。

安全
確保
・
安全
点
検

避
難
の
指
示
集

避難誘導

教職員

- ★逃げ遅れることがないように避難前に人員を確認する。
- ★落下物、足下に注意し、頭部を保護するように指示する。
- ★自力で避難できない児童生徒は、指定職員が介助して避難させる。
- ★児童生徒の不安を緩和するように落ち着いて声掛けをする。
- ☆副本部長は、ラジオ、防災行政無線等により、最新の情報収集に努める。
- ★第一避難場所が危険と判断した（二次災害が予想される）場合は、あらかじめ定めた、より安全な避難場所に誘導する。

（第二避難場所：本校舎三階 第三避難場所：亘理中学校）

- ☆保護者、地域住民が避難してきた場合は、一緒に避難する。

児童

- 教職員の指示に従い、迅速に行動する。
- 児童同士が、協力しながら避難する。

教職員

- ★学年主任の指示で、クラス毎に整列させる。
- ☆名簿によりクラス毎の人数と負傷者の人数を確認し、本部に報告する。
担任→学年主任→教頭→本部長（校長）
- ☆避難確認係は、安否確認ができない児童生徒等の捜索を行う。
- ★救護係は、負傷者の確認とけが人に対して応急手当を行う。
必要に応じて医療機関との連携を図る。

安否確認

災害本部設置

- ☆本部長、副本部長（教頭）、主幹教諭、防災主任の指示により、各業務に当たる。

避難場所での待機

校長・教職員

- ★避難解除、津波警報等が解除されるまで待機させる。
- ★避難場所での待機は、長時間になることを意識させ、児童生徒等の体調管理、心理面のサポートにあたる。（避難場所が屋内の場合と屋外の場合を想定）
- ☆必要に応じて避難住民の対応に当たる。
- ☆本部長の指示に従って、各業務に当たる。

児童

- 児童同士、励まし、助け合う。

事後の対応措置

教職員

- ☆本部は、児童・教職員の被害状況や施設の状況等を町教育委員会に報告し、必要に応じて支援要請を行う。
- ☆本部は、災害の状況、今後の対応について保護者に知らせる。（引き渡しを含め）
- ★各学級担任は、欠席児童生徒等の安否を確認する。
- ☆本部は、学校の施設・設備の点検、必要に応じて通学路の安全点検を指示する。

(2) 登下校時の発生

☆教職員の行動

★児童への対応

発地
生震

児童の安全確保を最優先とする。

※停電、断水、公共交通機関がストップ、信号機も作動しない状況等

教職員

★学校にいる児童の安全確保・点検等は、在校時の対応を基本とする。

☆副本部長は、震源地、震度、津波等に関する最新の情報収集に努める。

★副本部長は、安全な場所に避難させる。(出勤途中、帰宅途中も含め)

★状況によって登下校途中の児童の保護、安全な場所への誘導を行う。

児童

○建物からの落下物、ブロック塀の倒壊等を逃れるために、頭部を保護し、安全な場所で姿勢を低くする。「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所

○危険な場所から速やかに遠ざかるようにする。(がけ崩れが起きそうな場所や川岸、橋の上やガス漏れ箇所など)

※津波被害が心配される沿岸部では、強い揺れ、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたり、防災行政無線等で津波に関する情報があったりした場合は、自らの判断で安全な場所に避難する。

安全確保・
情報収集

教職員

★学校にいる児童の避難、在校時の対応を基本とする。

★安否確認、状況によって登下校途中の児童生徒等の保護活動を行う。

児童

○津波被害が心配される沿岸部では、あらかじめ定めている安全な場所へ急いで避難する。(高台、ビル等)

○最初の場所が危険と判断したらより安全な場所へ移動し、津波警報等が解除されるなど津波の心配がなくなるまで戻らない。

○児童同士が協力しながら避難する。

避難・
誘導

本部長(校長)・教職員

☆本部長、副本部長、防災主任の指示により、各業務に当たる。

☆必要に応じて避難住民の対応に当たる。

災害
部設置
本

教職員

★学校に避難した児童の安否確認は、在校園時の対応を基本とする。

☆避難解除、津波警報等が解除されるまで待機する。

★電話、配信メール、災害用伝言ダイヤル、家庭訪問、避難所巡回等で所在、安否を確認する。(避難確認カードを参考にする。)

☆避難解除、津波警報等が解除された後、施設、通学路等の被害状況を確認し、本部に報告する。

安否
確認

被害
状況
の確認

教職員

☆本部は、児童・職員の被害状況や施設の状態等を町教育委員会に連絡し、必要に応じて支援要請を行う。

☆災害の状況、今後の対応について、保護者に知らせる。(引き渡しを含め)

☆本部は、学校の施設・設備の点検、必要に応じて通学路の安全点検を指示する。

事後の
対応
措置

(3) 校外活動時の発生（学年行事中の発生）

☆教職員の行動 ★児童への対応

児童の安全確保を最優先とする。

発地
生震

安全確保・
情報収集

教職員

- ★落下物、転倒物、ガラスの飛散から身を守るようにさせる。（指定職員）
- ☆指定職員は、震源地、震度、津波等に関する最新の情報収集に努める。
- ★班別行動（学習）中に地震が発生した場合は、指定職員が安否の確認と、状況によって保護活動を行う。
- ※津波被害が心配される沿岸部では、ラジオや防災行政無線、携帯電話（スマートフォン）などで最新の情報を収集する。
- ※強い揺れや長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は津波警報などの発表を待たず、すぐに避難する。情報は避難先で確認する。

児童

- 「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ避難する。
- 教職員の指示をよく聞き、慌てないで行動する。
- 頭部を保護し、安全な場所で姿勢を低くする。
- 交通機関（公共交通機関も含む）を利用している場合は、乗務員の指示、放送等による指示、誘導に従うようにする。

教職員

- ★安全な場所への避難を判断し、児童生徒等の避難を誘導する。
- ☆避難後、状況を学校園に連絡する。（携帯電話、メール等）

児童

- 教職員の指示に従い、迅速行動する。
- 教職員が近くにいない場合は、安全な場所に急いで避難する。（津波害が想定される場所では高台、頑丈な高い建物等に避難する。）
- 最初の場所が危険と判断したら、より安全な場所に移動し、津波警報等が解除されるなど津波の心配がなくなるまで戻らない。

避難・
誘導

確認
安否

教職員

- 避難指示や、津波警報等が解除されるまで待機する。
- ★各種連絡方法、避難場所を回り、所在、安否を確認する。（関係機関との連携）

部設置
災害本

- ☆校長、教頭、主幹教諭、防災主任の指示により、各業務に当たる。

事後の
対応措置

教職員

- ☆指定職員は、被害の状況、児童、教職員の安否状況等を学校に連絡し、必要に応じて支援要請を行う。
- ☆指定職員は災害の状況、今後の対応について、保護者に知らせる。

(4) 学校施設等活用事業時の発生（放課後楽校等） ☆事業運営者の行動 ★児童への対応

発地
生震

児童の安全確保を最優先とする。

※数秒後に停電し、校内放送ができない状況
教職員と連携して対応する。

安全確保・安全点検

事業運営者

★指定職員は、ハンドマイク、メガホン等で避難行動をさせる。

「ただ今大きな地震を感じております。児童のみなさんは、ダンゴムシのポーズまたは机の下にもぐり自分の身を守りなさい。先生方は児童の安全の確保をお願いします。」

★落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るようにさせる。

★壁や窓から離れ、壁、窓を背にしないようにさせる。

★頭部を保護させる、机の下にもぐらせ、机の脚をしっかりと持たせる。

★安心させるような声をかけ続ける。

☆揺れが収まりしだい、出入り口の開放、負傷者の確認、火災が発生した場合は初期消火を行う。

児童

○「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所を探す

【教室】机の下にもぐり、落下物等から身を守る。

【廊下】壁、窓から離れ、蛍光灯やガラス等からの落下物から身を守る。

【体育館】安全な場所に移動し姿勢を低くする。天板、天井灯の落下に注意する。

【校庭】落下物、倒壊の危険性のあるものから離れ、中央部分に避難する。

事業運営者

★情報収集とともに安全な場所に避難の指示をする。

「地震はおさまりましたが、津波が来る心配があります。先生の指示に従って落ち着いて行動しましょう。」

☆指定職員は、ラジオ、携帯電話（スマートフォン）、インターネット、防災行政無線等により、震源地、震度、津波等に関する最新の情報を収集する。

☆沿岸部では、津波被害を想定した避難場所への誘導を判断する。

☆津波到達予想時刻、予想される津波の高さを確認する。

☆悪天候（強風雨、低温等）や、地割れ、土砂崩れ、液状化現象などで、避難場所や避難経路が危険な場合は、最も安全な避難場所を決定する。

★避難時間が確保できる場合、校地外の高台等（第○避難場所）へ避難させる。

★避難時間がない場合は、校舎屋上等（第○避難場所）へ避難させる。

情報収集・避難の指示

避難・誘導

事業運営者

- ★落下物、足下に注意し、頭部を保護するように指示する。
- ★自力で避難できない児童生徒は、指定職員が介助して避難させる。
- ★児童の不安を緩和するように落ち着いて声掛けをする。
- ☆指定職員は、非常持出袋を搬出して避難する。
- ☆指定職員は、ラジオ、地域防災無線等により、常に情報収集する。
- ★第一避難場所が危険と判断した場合は、より安全な避難場所に誘導する。
- ★教職員と連携を図り、安全に素早く誘導する。

児童

- 事業運営者の指示に従い、迅速に行動する。
- 児童同士が協力しながら避難する。

事業運営者

- ★当日の参加名簿で、人数と負傷者を確認する。
- ★指定職員は、安否確認ができない児童の捜索を行う。
- ★指定職員は、負傷者の確認とけが人に対して応急手当を行う。
- ★指定職員は、必要に応じて医療機関との連携を図る。

災害本部設置

災害対策本部を設置する。

事業運営者

- ☆本部長(責任者)の指示により、各業務に当たる。
- ★児童の安否確認を最優先にする。
- ☆指定職員は、震源地、震度、津波等に関する情報を収集する。

事業運営者

- ★避難指示や、津波警報等が解除されるまで待機させる。
- ★避難場所での待機は、長時間になることを意識させ、児童の体調管理、心理面のサポートにあたる。(避難場所が屋内の場合と屋外の場合)
- ☆本部の指示に従って、各業務に当たる。

児童

- 児童同士、励まし、助け合う。

事後の対応措置

事業運営者

- ☆指定職員は、児童・教職員の被害状況や施設の状態等を学校、市町村教育委員会に連絡し、必要に応じて支援要請を行う。
- ☆災害の状況、今後の対応について、保護者に知らせる。(引き渡しを含め)

(5) 在宅時の発生（休日・夜間等）

☆教職員の行動

★児童への対応

発地
生震

管理職はもとより、教職員は宮城県教育委員会災害対策基本要領警戒配備の発令基準、町教育委員会災害対策配備基準等に基づいて、配備につく。

災害本部設置

本部長(校長)・教職員

☆本部長、副本部長、防災主任の指示により、各業務に当たる。

※自らが被災し、家族、家屋が被災するなどの状況では、配備に時間がかかることがある。(自らの安全を確保した上で校務にあたる)

※津波警報等が発表中は、学校園を含め避難区域には立ち入らない。

安
否
確
認

教職員

☆避難解除、津波警報等が解除されるまで待機する。

★各種連絡方法(主に安否確認メール、電話、災害用伝言ダイヤル等)、家庭訪問、避難場所等を回り、児童及び家族、教職員の所在、安否を確認する。

☆関係機関、地域と連携する。

被害状況
の確認

教職員

☆避難解除、津波警報等が解除された後、施設、通学路等の被害状況を確認し、本部に報告する。

事後の
対応措置

本部長(校長)

☆必要に応じて、児童全員の安否確認を指示する。

☆対応措置について、町教育委員会に報告する。(協議する)

教職員

☆本部は、児童・教職員の被害状況や施設の状態等を町教育委員会に連絡し、必要に応じて支援要請を行う。

☆災害の状況、今後の対応について、保護者に知らせる。

☆津波警報等が解除された後、指定職員(本部)は、学校の施設・設備の点検、必要に応じて通学路の安全点検を行う。

6 地震発生時の対応と避難誘導（津波被害が想定されない場合）

(1) 在校時の発生

☆教職員の行動 ★児童への対応

発
地
生
震

宮城県沖を震源とし、各地で震度5強の地震を想定した場合

- ・体感できる初期微動（P波）から小刻みな揺れが10秒程度続き、その後、震度5弱以上の揺れが30秒程度続く（主な揺れが始まってから1分程度）。
- ・緊急地震速報から10秒後に揺れが襲う。 <仙台市宮城野区五輪の状況>

※停電した場合はP8の行動に移る。

教 職 員

☆校内放送により一斉放送を行う。（副本部長）

ただ今、大きな地震を感じています。児童は机の下に潜り、自分の身を守りなさい。先生方は人は、落下物に注意しなさい。

- ★休み時間等で、児童生徒等から離れている場合は、揺れがおさまった後、直ちに児童生徒等がいる場所へ移動し、指導する。
- ☆火気の使用中であれば、揺れがおさまってからあわてずに火の始末をする。
- ★落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守らせる。
- ★壁や窓から離れ、壁、窓に背を向け不要させる。
- ★頭部を保護するため、机の下にもぐらせ、机の脚をしっかり持たせる。
- ★安心させるような声を掛け続ける。
- ☆全職員は、揺れがおさまりしだい、出入口の開放、負傷者の確認、火災が発生した場合は初期消火を行う。
- ☆各担任は、避難経路の安全確認をする。
- ☆業務員は、ガスの元栓の閉鎖、火の元の確認をする。
- ☆業務員は、化学薬品や石油類の危険物の状態を確認する。
- ★業務員は、手当の必要な負傷者に応急手当を行う。

児 童

- 「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ避難する。
 - 【教室】机の下にもぐり、落下物等から身を守る。
 - 【廊下】壁、窓から離れ、蛍光灯やガラス等からの落下物から身を守る。
 - 【体育館】安全な場所へ移動し、天板、天井灯の落下に注意する。
 - 【校園庭】落下物、倒壊の危険性のあるものから離れ、中央部分に避難する。

安
全
確
保
・
安
全
点
検

情
報
収
集

本部長(校長)

情報収集とともに、安全な場所に避難の指示をする。

- ☆副本部長は、テレビ、ラジオ、インターネット、防災行政無線等により、震源地、震度、津波等に関する最新の情報収集をする。
- ☆悪天候（強風雨、低温等）や地割れ、土砂崩れ、液状化現象などで、避難場所や避難経路が危険な場合は、最も安全な場所を決定する。

避
難
の
指
示

本部長(校長)

本部長の指示のもと、第一避難場所に避難の指示をする。

☆校内放送により一斉放送を行う。（副本部長）

揺れがおさまりました。先生方は落下物、ガラスの破損に気を付けて、児童を1次避難場所へ避難してください。

- ☆悪天候（強風雨、低温等）や、地割れ、土砂崩れ、液状化現象などで、避難場所や避難経路が危険な場合は、最も安全な場所を指示する。

避難誘導

教職員

- ★落下物、足下に注意し、頭部を保護させる。
- ★避難前に人員を確認し、逃げ遅れることがないように指示する。
- ★自力で避難できない児童生徒等は、指定職員(避難誘導班)が介助して避難させる。
- ★児童の不安を緩和するように、落ち着いて声掛けする。
- ☆本部は、テレビ、ラジオ等により情報収集する。
- ☆保護者、地域住民が避難してきた場合は、一緒に避難する。

児童

- 「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」の約束に従い行動する。

安否確認

教職員

- ★指定職員(本部)の指示で、クラス毎に整列させる。
- ☆クラス毎に人数と安否を確認し、本部に報告する。
担任 → 学年主任 → 教頭 → 本部長(校長)
- ★救護係は、負傷者の確認とけが人に対して応急手当を行う。
必要に応じて医療機関との連携を図る。

設置
災害本部

本部長(校長)・教職員

- ☆本部長、副本部長、防災主任の指示により、各業務に当たる。
- ☆必要に応じて避難住民の対応に当たる。

被害状況の確認

- ☆応急復旧係は、施設、通学路等の被害状況を確認し、本部に報告する。
- ☆危険箇所があった場合は、立入禁止措置を行う。(張り紙、ロープ等)
- ☆応急復旧係は、危険箇所の応急措置を行う。
- ★**第一次避難場所が危険な場合は、第二次避難場所に誘導する。**
- ★校舎等の安全を確認した後、児童生徒等を校舎内に移動させる。

事後の対応措置

本部長(校長)

- ☆本部で、被害状況を総合的に判断し、授業再開、下校時の判断、(集団下校)、保護者への引き渡し、学校での保護等のいずれかの措置について、保護者連絡係により、保護者へ連絡する。
- ☆対応措置について、町教育委員会に報告する。(協議する)

教職員

- ☆指定職員は、保護者へ連絡をする。(一斉メール配信、電話、緊急連絡網等)
電話、メールが使用できない場合を想定し、連絡方法について事前に文書等で取り決めておく。

(2) 登下校時の発生

☆教職員の行動 ★児童への対応

児童の安全確保を最優先とする。

地震発生

安全確保・情報収集

教職員

- ★安全な場所に避難させる。(出勤途中、帰宅途中も含め)
- ★学校にいる児童生徒等には、校園内放送等により、落下物、転倒物、ガラスの飛散から身を守らせる。(指定職員)
- 避難誘導等については、在校時の対応を基本とする。
- ☆副本部長は、震源地、震度、津波等に関する最新の情報収集に努める。
- ★安否確認、状況によって登下校園途中の児童生徒等の保護活動を行う。

児童

- 建物からの落下物、ブロック塀の倒壊等を逃れるために、頭部を保護し、安全な場所で姿勢を低くする。「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所
- 危険な場所から速やかに遠ざかるようにする。(がけ崩れが起きそうな場所や川岸、橋の上やガス漏れ箇所など)
- ※津波被害が心配される沿岸部では、強い揺れ、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたり、防災行政無線等で津波に関する情報があった場合は、自らの判断で安全な場所に避難する。(避難確認カードの場所等)

被災状況・各種情報を総合的に判断し、学校災害対策本部を設置する。

本部長(校長)・教職員

- ☆本部長、副本部長、防災主任の指示により、各業務に当たる。
- ★児童の安否確認を最優先にする。
- ☆副本部長は、震源地、震度、津波等に関する情報を収集する。

災害本部設置

教職員

- ★学校に避難した児童生徒等の安否確認は、在校時の対応を基本とする。
- ★指定職員は、児童生徒等の所在を確認する。(登校している、していない)
- ☆保護者へ連絡をする。(一斉メール配信、電話、緊急連絡網等)
- ★必要に応じて、通学路、避難場所を回り、安否を確認する。
- ☆応急復旧係は、施設、通学路等の被害状況を確認し、本部に報告する。
- ☆危険箇所があった場合は、立入禁止措置を行う。(張り紙、ロープ等)
- ☆応急復旧係は、危険箇所の応措置を行う。

安否確認

被害状況の確認

本部長(校長)

- ☆児童全員の安否確認後、授業実施、休校措置と、登校している児童の下校方法、保護者への引き渡し、学校での保護措置等について、保護者へ連絡させる。
- ☆対応措置について、町教育委員会に報告する。(協議する)

教職員

- ☆指定職員は、保護者へ連絡をする。(一斉メール配信、電話、緊急連絡網等)
- 電話、メールが使用できない場合を想定し、連絡方法について事前に文書等で対応を取り決めておく。

事後の対応措置

(3) 校外活動時の発生(学年行事中の発生)

☆教職員の行動 ★児童への対応

発地震

児童の安全確保を最優先とする。

安全確保・情報収集

教職員

★落下物、転倒物、ガラスの飛散から身を守らせる。(指定職員)

☆指定職員は、震源地、震度、津波等に関する最新の情報収集に努める。

★班別行動(学習)中に地震が発生した場合は、指定職員は安否の確認と、状況によって保護活動を行う。

※津波被害が心配される沿岸部では、ラジオや防災行政無線などで情報を常に収集し、避難、待機等を判断する。

※強い揺れや長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は津波警報などの発表を待たずに避難する。

児童

○「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ避難する。

○教職員の指示をよく聞き、慌てないで行動する。

○頭部を保護し、安全な場所で姿勢を低くする。

○交通機関(公共交通機関も含む)を利用している場合は、乗務員の指示、放送等による指示、誘導に従うようにする。

安否確認

教職員

★学年主任は、児童の所在を確認する。

★必要に応じて、活動場所を巡回し、安否を確認する。

児童

○指定された緊急連絡先(教員の携帯電話等)へ連絡する。(班の代表者)

事後の対応措置

教職員

☆学年主任は被害の状況、児童生徒等、教職員の安否状況等を学校に連絡しながら対応する。

(復路の状況把握指示、帰校方法、帰校時刻の指示)

★全員の安否確認後、活動継続の可否を判断し、児童に伝える。

☆保護者連絡係は、必要に応じて保護者へ連絡をする。(一斉メール配信、電話、緊急連絡網等)

☆対応措置について、町教育委員会に報告する。(協議する)

(4) 学校施設等活用事業時の発生（放課後楽校等）

☆事業運営者の行動

★児童への対応

発生
地震

児童の安全確保を最優先とする。

教職員と連携して対応する。

事業運営者

★地震発生の初期行動について、児童に伝える。

☆必要に応じて、校内放送を依頼する。（事前の取り決め）

（例）地震です。教室にいる人は、すぐに机の下にもぐりなさい。机の脚をしっかりと持ちなさい。教室以外にいる人は、落下物に注意しなさい。

★落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守らせる。

★壁や窓から離れ、壁、窓を背にしないようにさせる。

★頭部を保護させる、机の下にもぐらせ、机の脚をしっかりと持たせる。

★安心させるような声をかけ続ける。

☆揺れが収まりしだい、出入り口の開放、負傷者の確認、火災が発生した場合は初期消火を行う。

児童

○「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所を探す

【教室】机の下にもぐり、落下物等から身を守る。

【廊下】壁、窓から離れ、蛍光灯やガラス等からの落下物から身を守る。

【体育館】安全場所に移動し、天板、天井灯の落下に注意する。

【校庭】落下物、倒壊の危険性のあるものから離れ、中央部分に避難する。

☆指定者(安全管理員等)は、避難経路の安全確認をする。

※その他の安全点検は、災害本部組織に基づき、担当職員が行う。

☆指定職員は、ラジオ、テレビ、インターネット、防災行政無線等により、震源地、震度、津波等に関する情報を収集する。

事業運営者

第一避難場所に避難の指示をする。

☆必要に応じて、校内放送(館内放送)を依頼する。（事前の取り決め）

（例）

地震はおさまりましたが、余震の心配があります。先生の指示に従って、慌てず、校庭へ避難しなさい。津波の心配はありません。

☆悪天候（強風雨、低温等）や、地割れ、土砂崩れ、液状化現象などで、避難場所や避難経路が危険な場合は、最も安全な場所を決定する。

事業運営者

★落下物、足下に注意し、頭部を保護するようにさせる。

★自力で避難できない児童は、指定職員が介助して避難させる。

★児童の不安を緩和するように落ち着いて声掛けをする。

☆指定職員は、非常持出袋を搬出して避難する。

☆指定職員は、ラジオ、地域防災無線等により、常に情報収集する。

児童

○「おさない、はしらない、しゃべらない、もどらない」

*「お・は・し・も」の約束：災害発生時に避難するときの約束

安全確保・安全点検

情報収集・避難の指示

避難誘導

安否確認

事業運営者

- ★当日の参加名簿で、人数と負傷者を確認する。
- ★指定職員は、負傷者の確認とけが人に対して応急手当を行う。
- ☆指定職員は、必要に応じて医療機関との連携を図る。

災害本部
設置

被災状況・各種情報を総合的に判断し、災害対策本部を設置する。

事業運営者

- ☆本部長(責任者)の指示により、各業務に当たる。
- ★児童の安否確認を最優先にする。
- ☆指定職員は、震源地、震度、津波等に関する情報を収集する。

被害状況
の確認

事業運営者

- ☆指定職員は、施設、通学路等の被害状況を確認し、本部に報告する。
- ☆危険箇所があった場合は、立入禁止措置を行う。(張り紙、ロープ等)
- ☆指定職員は、危険箇所の応急措置を行う。
- ★校舎(施設)等の安全を確認した後、児童を校舎内に移動させる。

事後の
対応措置

事業運営者

- ☆指定職員は、被害状況を総合的な判断し、事業再開、打ち切り、帰宅方法等について保護者へ連絡させる。
- ☆対応措置について、町教育委員会に報告する。(協議する)

(5) 在宅時の発生（休日・夜間等）

☆教職員の行動 ★児童への対応

発生
地震

管理職はもとより、教職員は宮城県教育委員会災害対策基本要領警戒配備の発令基準、各市町村教育委員会災害対策配備基準等に基づいて、配備につく。

設置
災害本部

本部長・教職員

☆本部長、教頭、主幹教諭、防災主任の指示により、各業務に当たる。
☆必要に応じて避難住民の対応に当たる。

安
否
確
認

教職員

☆教職員の安否を確認する。

★児童の安否を確認する。（主に安否確認メール、電話連絡、一斉配信メール等）

☆クラス毎に人数と安否を確認し、本部に報告する。

担任 → 学年主任 → 教頭 → 本部長(校長)

児童

○必要に応じて、学校に連絡する。（学校で安否確認ができなかったり、けがをしたりした等）

の
確
認
の
被
害
状
況

☆応急復旧係は、施設、通学園等の被害状況を確認し、本部に報告する。

☆危険箇所があった場合は、立入禁止措置を行う。（張り紙、ロープ等）

☆応急復旧係は、危険箇所の応急措置を行う。

事
後
の
対
応
措
置

本部長

☆必要に応じて、児童全員の安否確認を指示する。

☆対応措置について、町教育委員会に報告する。（協議する）

教職員

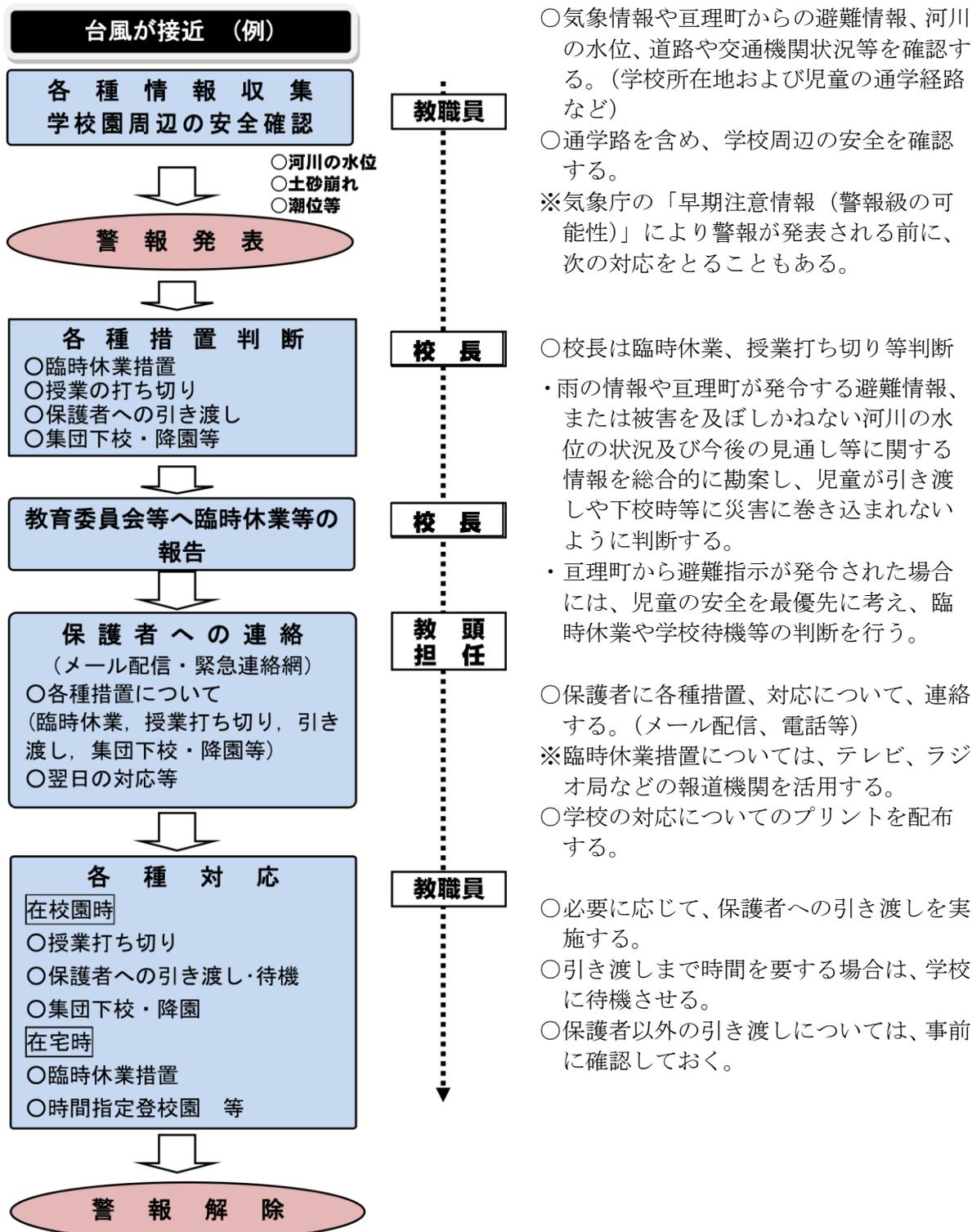
☆指定職員は、保護者へ連絡をする。（一斉メール配信、電話）

電話、メールが使用できない場合を想定し、連絡方法について事前に文書等で、災害発生時の対応について取り決めておく。

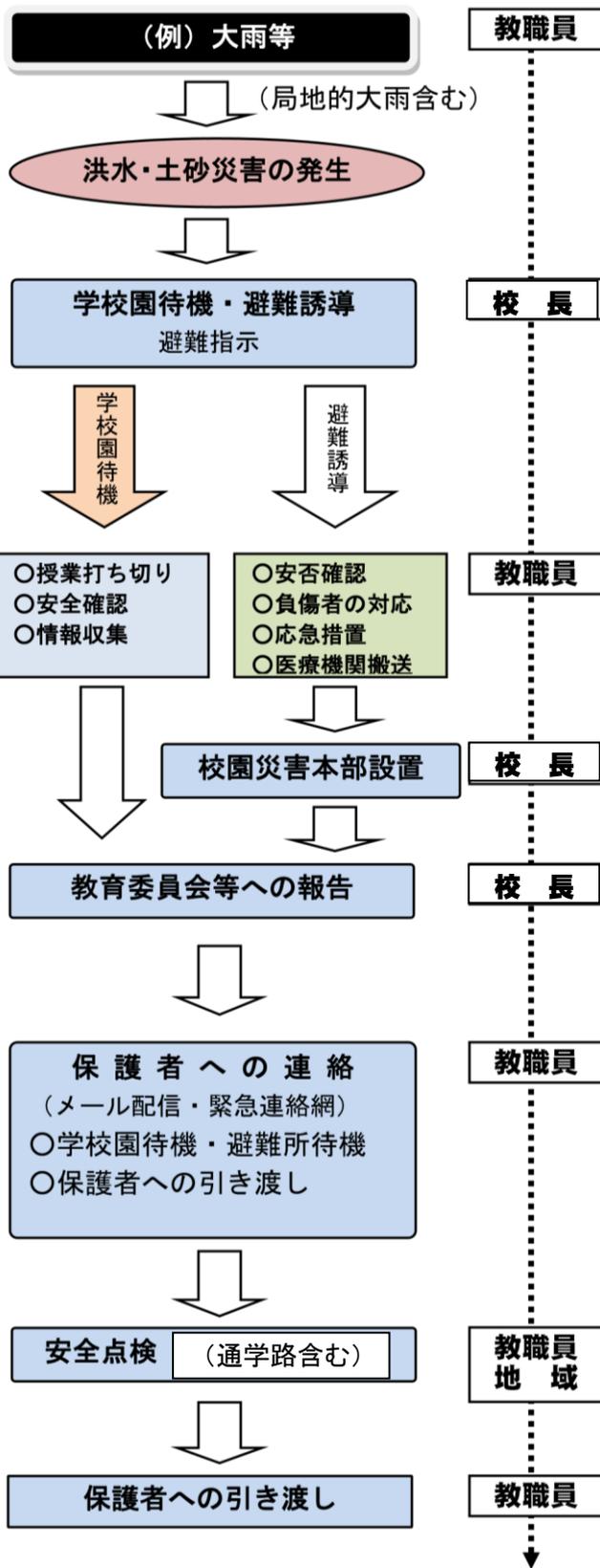
7 風水害が想定される場合の対応

(暴風、大雨、洪水、大雪警報、特別警報などが発表)

(1) 大雨等気象警報発表時の対応 (災害発生前)



(2) 災害発生時の対応（在校時発生）



- 気象情報、避難情報、河川の水位、道路情報、気象状況の急激な変化等確認する。
- 学校や通学路を含めた周辺の状況を監視する。
 - ・学校周辺の低い場所が浸水している。
 - ・雷、竜巻の兆候（真っ黒な雲等）
- 避難指示が発令された場合など、児童の安全を最優先に考え、安全な場所に避難誘導する。
- 適切な避難経路を指示した上で、教職員が先導する
- 悪天候での避難誘導も想定し、移動手段を確認する。（バス、保護者の車等）
- 避難場所に集合後、点呼をとる。
- 負傷者の有無の確認後、必要に応じて応急処置、医療機関の搬送等を行う。
- 本部長(校長)の指示のもと、各班の役割に従い、行動する。
- 児童の安否、被害状況、臨時休業措置等を報告する。
- 互理町総務課防災担当、教育委員会等と連携を図り、救援依頼をする。
- 保護者に各種措置、対応について、連絡する。（メール配信、電話等）
- 地域毎の連絡網を活用する。
- 避難指示の解除や警報の解除等、引き渡し後の安全を確認できた段階での引き渡しの判断
- 地域と連携し、通学路を含めた周辺の安全を確認する。
- 保護者への引き渡しを実施する。
- 引き渡しまで時間を要する場合は、学校に待機させる。

(3) 大雨・洪水時の警戒レベル(1～5)への対応

警戒レベル	避難情報等	警戒レベル相当の防災気象情報	在校時にとるべき行動	夜間時及び休業時にとるべき行動
1	早期注意情報 (警報級の可能性)		○職員との連絡体制確認	
2	大雨・洪水注意報	氾濫注意情報 キキクル：注意	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">注意体制</div> <p>○状況把握のため台風や前線に伴う、洪水予報などの気象情報等を集めておく。</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 【情報収集伝達要員】 教頭、主幹教諭、防災主任 </div>	○状況把握のため、気象情報等を集めておく。
3	高齢者等避難	大雨注意報(夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報) 洪水警報 大雨警報(土砂災害) 氾濫警戒情報 キキクル：警戒	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">警戒体制</div> <p>○速やかに対策本部を設置し情報収集及び対応に当たる</p> <p>○今後の気象予報等を総合的に見て、以下の①～③について校長が判断する。</p> <p>①授業打ち切り ②保護者引き渡しによる下校 ③校舎3階へ避難</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 【情報収集伝達要員】 校長、教頭、主幹教諭、防災主任 【避難誘導員】 全職員 </div>	○事前の判断が可能で、校長が必要と認めた場合は臨時休業とする。 ○職員は自宅待機(状況により出勤の連絡をする)
4	避難指示	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 キキクル ：非常に危険極めて危険	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">非常体制</div> <p>○速やかに対策本部を設置し、情報収集及び対応に当たる。</p> <p>○全員避難開始 レベル5になる前に全員避難は完了する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎3階へ避難する。 ・土砂災害の危険から離れた場所へ避難する。 <p>○保護者が迎えに來れない場合や居住地及びその途中が危険な場合は学校待機とする。</p> <p>○対策本部を中心に手分けして施設・設備等の点検被害状況を把握し、報告する。</p> <p>○職員は、自身の安否を速やかに報告する。</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 【避難誘導員】 全職員 </div>	○臨時休業(事前の判断が可能な場合) ○職員は自宅待機(状況により出勤の連絡をするが深夜など、速やかな対応が難しい場合や、自分の家庭が被害に遭って対応ができない場合及び交通遮断の場合はこの限りではない。) ○電話やメール等で児童・職員の安否を速やかに確認し報告する。但し保護者と連絡を取れない時は対策本部にその旨を報告する。
5	緊急安全確保	大雨特別警報(浸水害) (土砂災害)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">非常体制</div> <p>○避難完了済み</p>	

*キキクル・・・危険度分布(気象庁が発表する防災気象情報)

(4) 「特別警報発表時の対応について」(再掲) 平成27年10月1日付けス号外(通知)より

- 1 「特別警報」発表時の対応ポイント
- (1) 「特別警報」は、すでに災害が発生しているか、発生する危険が迫っている状況でのみ発表されるものであり、気象庁では非常事態として「ただちに命を守る行動をとる」よう求めている。そのような状況下において、児童生徒に登下校をさせることについては、大きな危険を含んでいると考えるべきであること。
 - (2) 特に風水害に係る「特別警報」に関しては、通常は「注意報」「警報」のステップを踏んで非常事態として発表される。「学校防災マニュアル作成ガイド」においては、「警報」の段階で臨時休業、授業の打ち切り等を判断するよう示しており、「特別警報」が発表される前の段階で臨時休業等の判断をすべきであること。
- 2 学校防災マニュアル改訂にあたって
- (1) 平成27年9月11日に「特別警報」が発表された際の対応をふり返り、その課題を踏まえた改訂を行うこと。また、警報の発表時において生徒が在校、在宅それぞれの場合について具体的に検討すること。
 - (2) 東日本大震災の教訓を生かし、児童生徒の命を守る学校防災マニュアルとして、より実効性の高いものになるよう十分に検討すること。
 - (3) 気象庁発行の特別警報リーフレットも活用しながら防災に関する校内研修等を行い、臨時休業等の措置をとった結果、仮に想定していた事態に至らなかった場合でも、「措置が空振りに終わって良かった」と思えるよう、教職員の共通理解を図るよう努めること。
 - (4) 児童生徒の安全を最優先とした学校防災マニュアルを作成していることについて、日頃から保護者や地域住民等の理解が得られるよう周知すること。

段階的に発表される防災気象情報と対応する行動 気象庁HPより

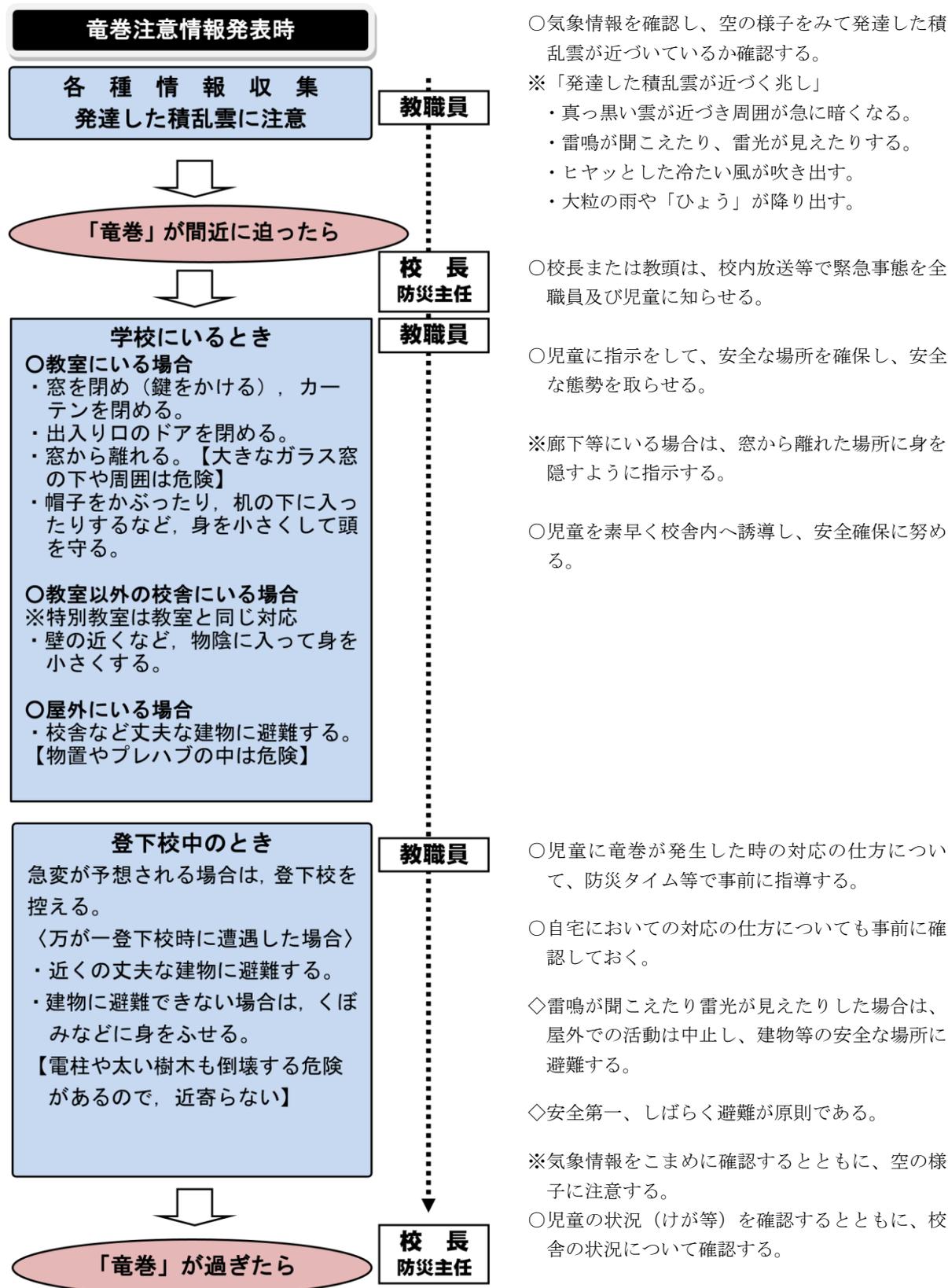
5段階の警戒レベルと防災気象情報					
警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報		相当する警戒レベル
5	命の危険 直ちに安全確保! ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。しまいる場所より安全な場所へ直ちに移動等する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	大雨特別警報	氾濫発生情報	5相当
<警戒レベル4までに必ず避難!>					
4	危険な場所から全員避難 ・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	土砂災害警戒情報	高潮特別警報	4相当
3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせる始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制)	大雨警報 洪水警報	高潮警報 高潮特別警報	3相当
2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制) 第1次防災体制 (連絡要員を配置)	大雨警報に切り替える可能性が高い 注意報	高潮警報 高潮注意報	2相当
1	災害への心構えを高める	・心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認	早期注意情報 (警報級の可能性)	注意 (注意報級)	

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。
 ※2 「極めて危険」(濃い紫)が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「警戒」は大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の教員入りに活用することが考えられます。

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

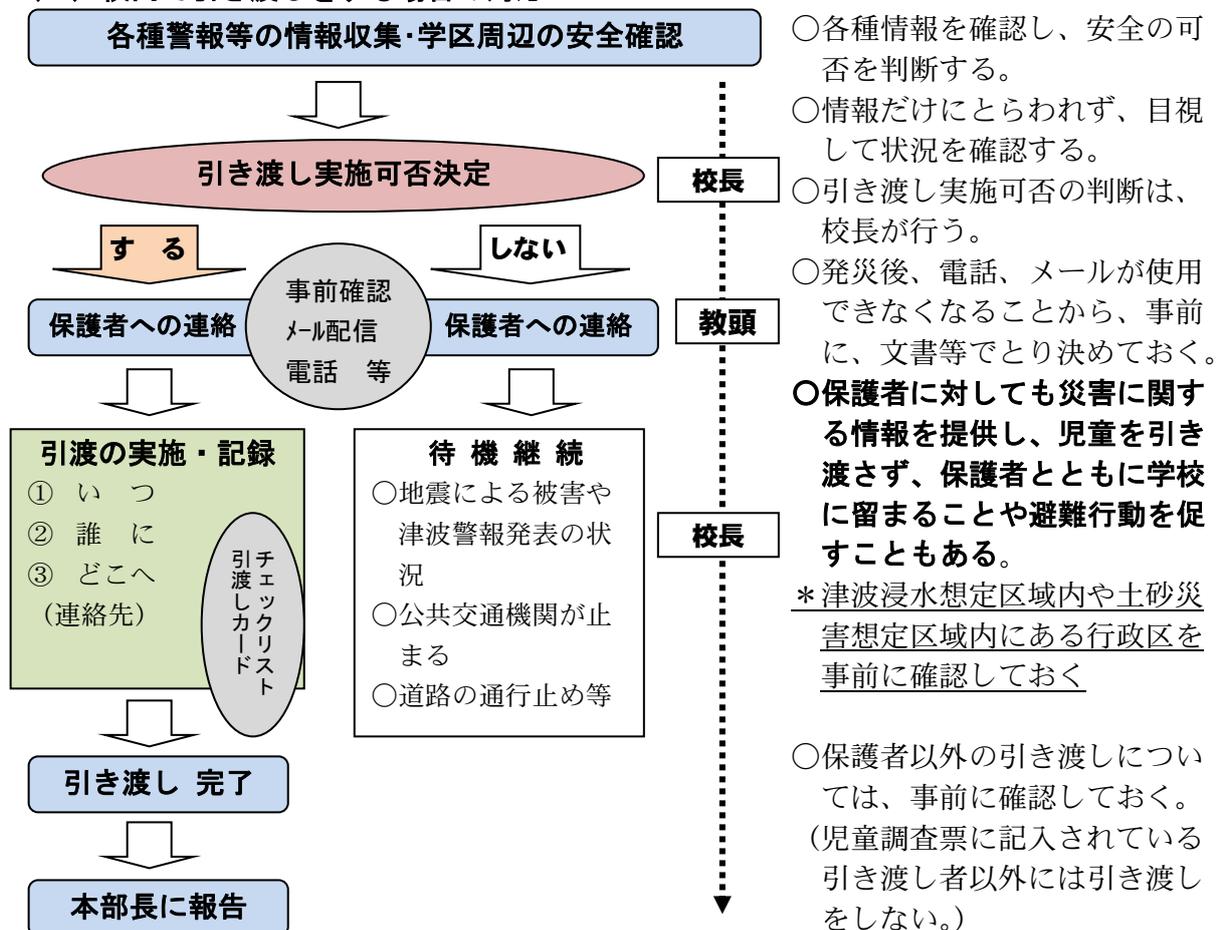
8 突風・竜巻・雷等が想定される場合の対応

(1) 雷・竜巻注意情報等発表時及び発生時・発生後の対応（災害発生前～発生時～発生後）



9 保護者への引き渡し（地震・津波・大雨・風水害を想定）

(1) 校内で引き渡しをする場合の対応



引き渡しルール

町域の震度	震度5弱以上	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者が来るまで学校に待機させる。 ○時間がかかっても保護者が来るまでは、児童を学校で保護しておく。
	震度4以下	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として下校させる。 ○事前に保護者から届けがあったり、連絡があったりした場合は、学校で待機させ、保護者への引き渡しを待つ。

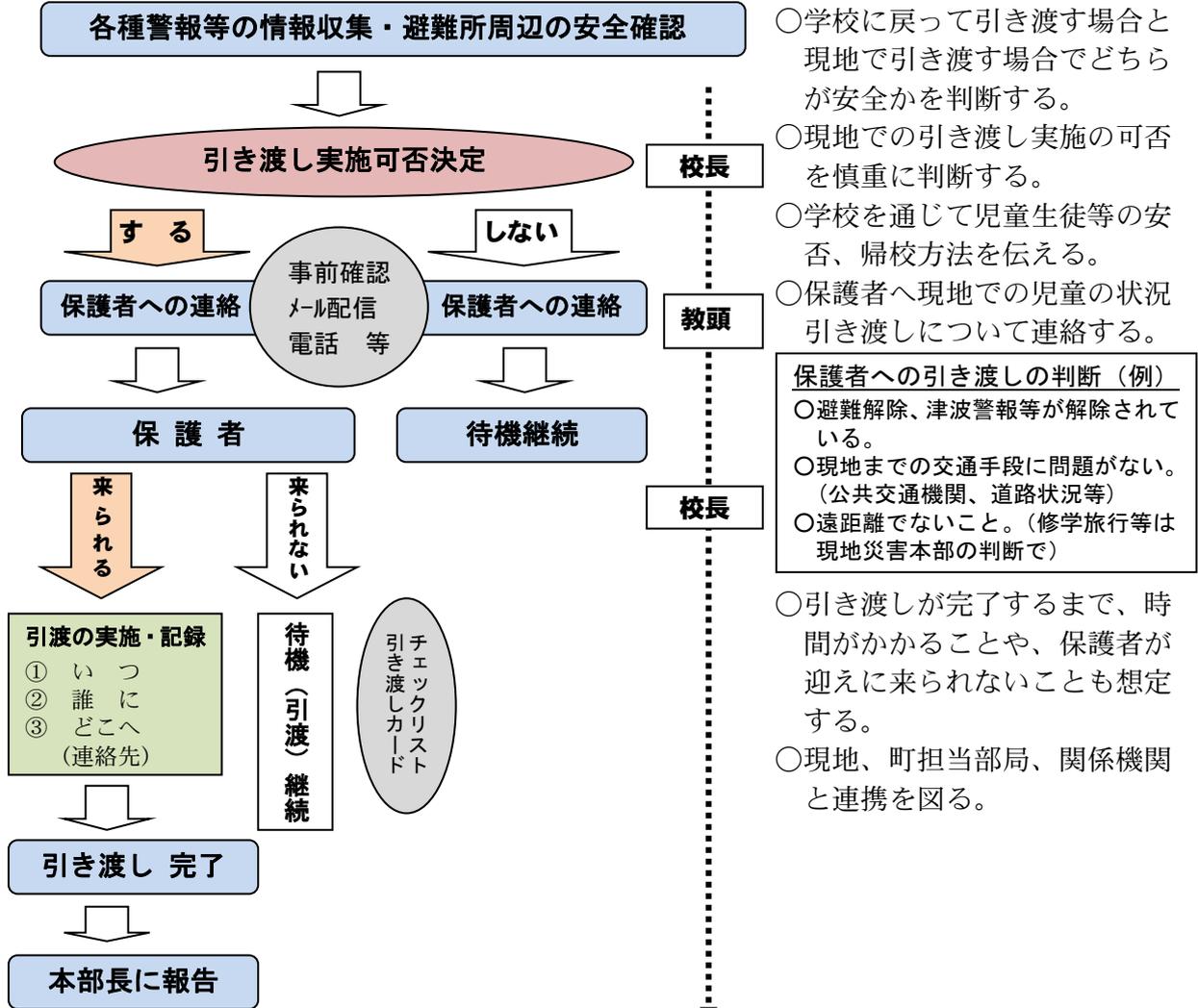
津波浸水想定区域内に居住する児童

津波に関する警報・注意報	大津波警報 津波警報	保護者への引き渡しをしない。学校に留まる。警報が解除され、安全が確保された後に引き渡す。
	津波注意報	津波の到達予想時間等を考慮して引き渡しを判断する

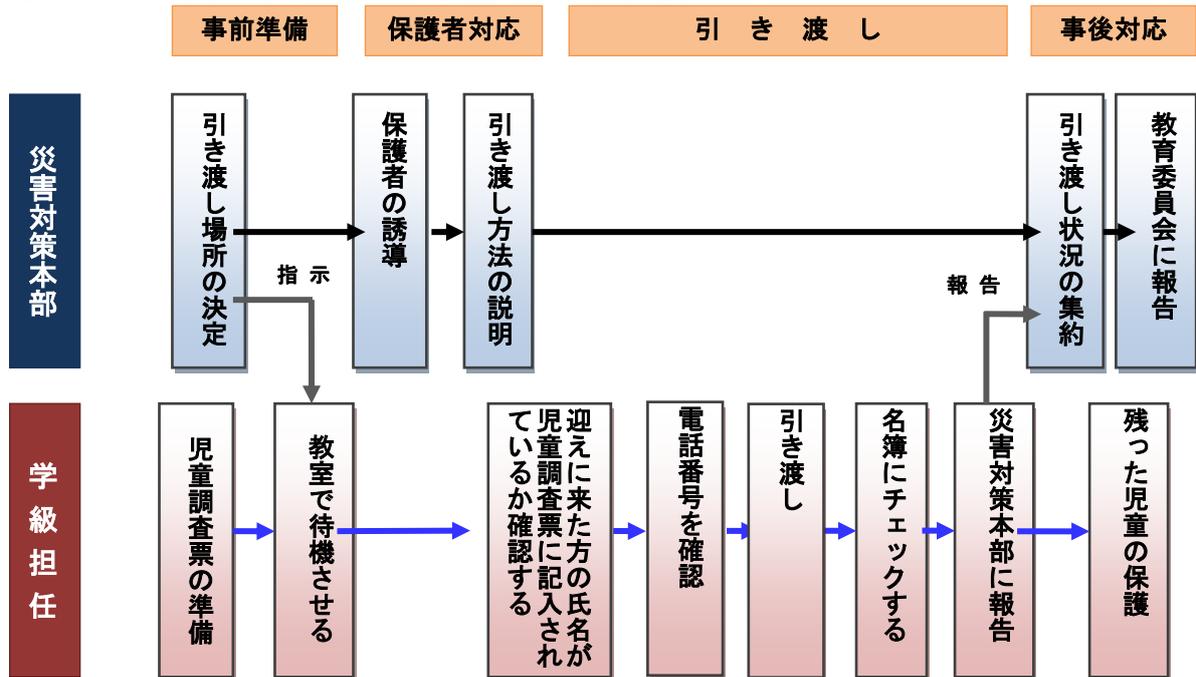
【大雨】大雨による地域の災害特性を踏まえた引き渡しのルール

雨の情報や互理町が発令する避難情報、または被害を及ぼしかねない河川の水位の状況及び今後の見通し等に関する情報を総合的に勘案し、児童が引き渡しや下校時等に災害に巻き込まれないように判断する。

(2) 校外で引き渡しをする場合の対応

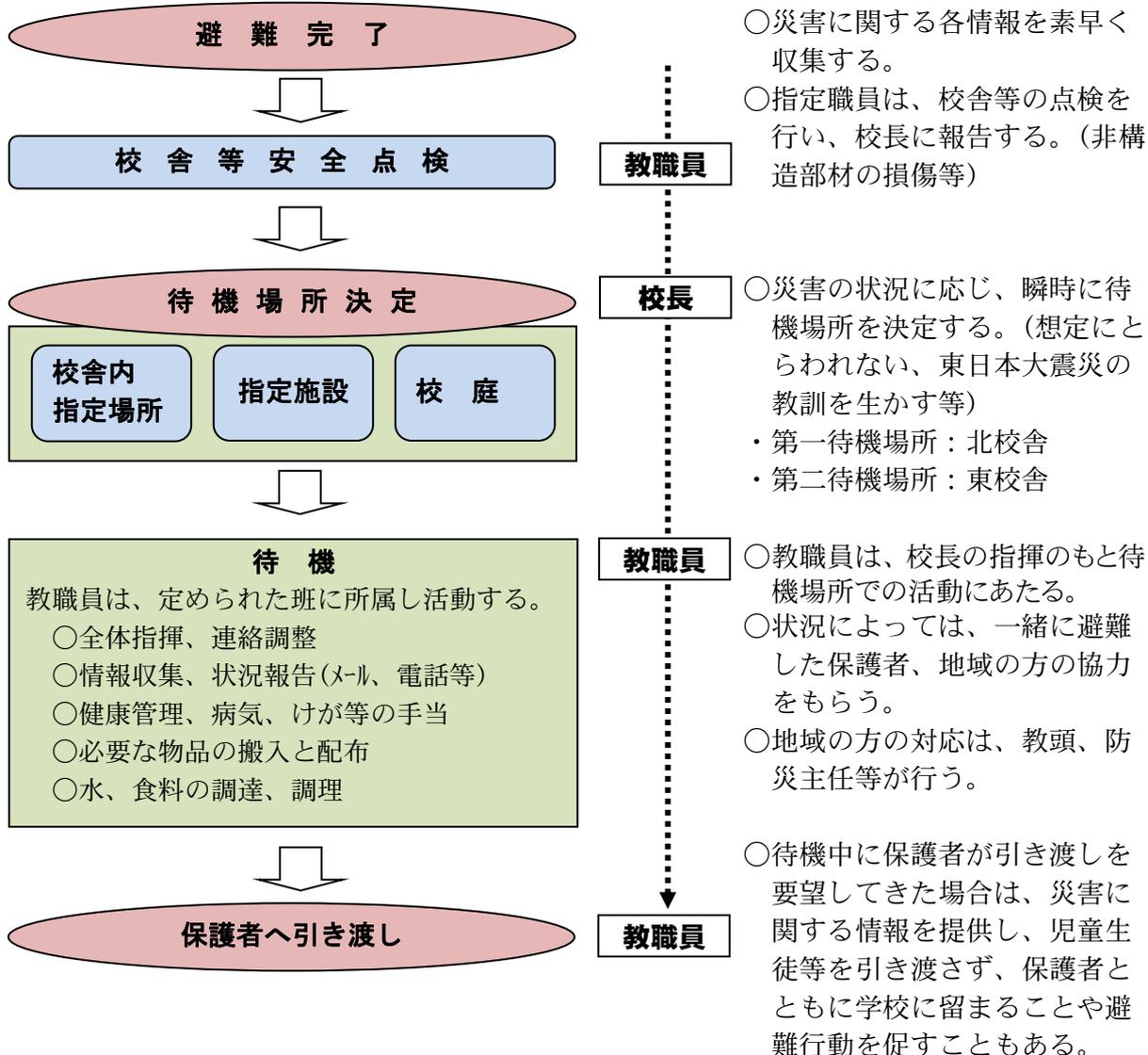


* 校内における引き渡しの手順(教室で引き渡す場合)

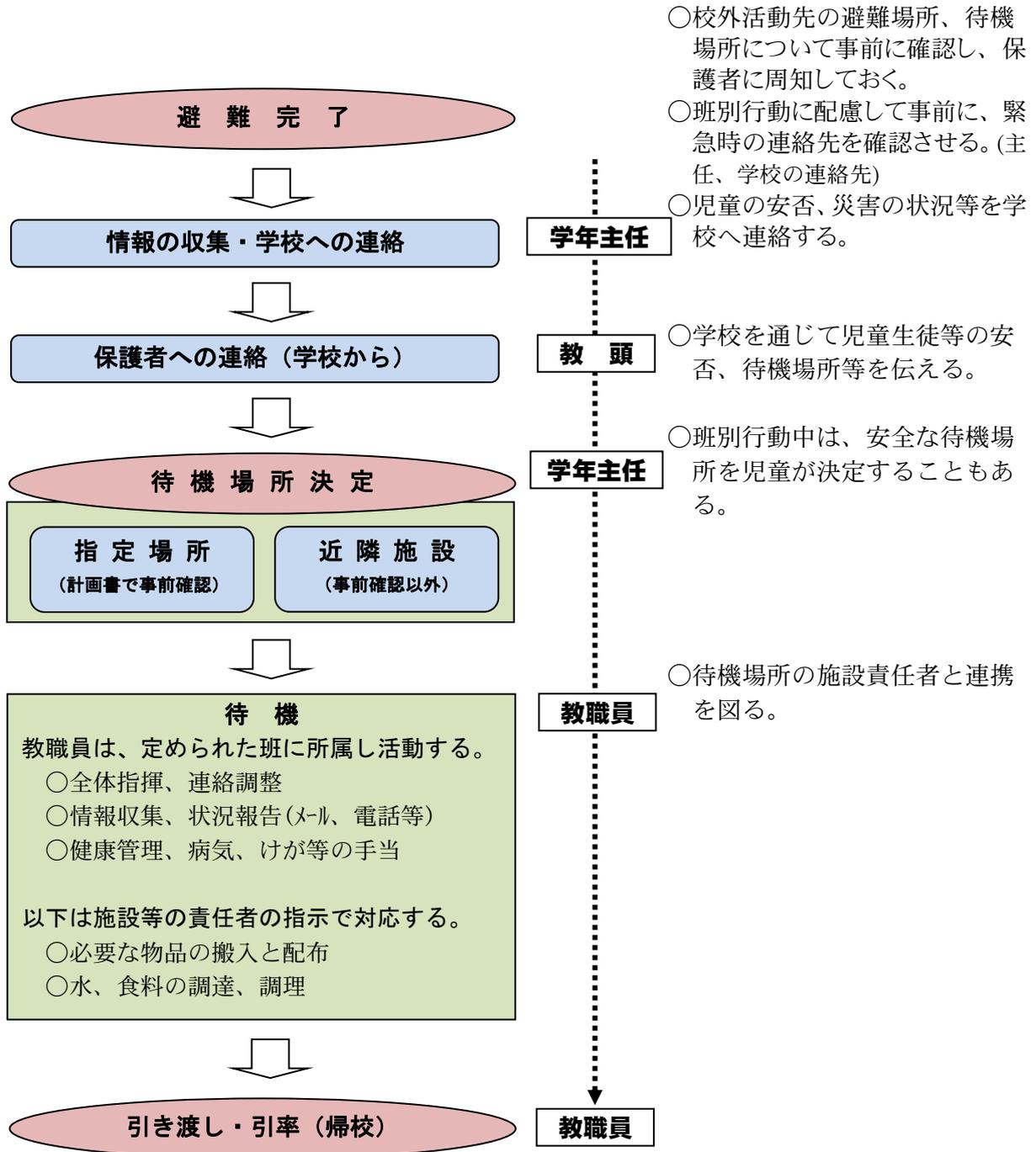


10 待機（宿泊） ※帰宅困難者対応含む

(1) 校内（避難場所）で待機させる場合の対応

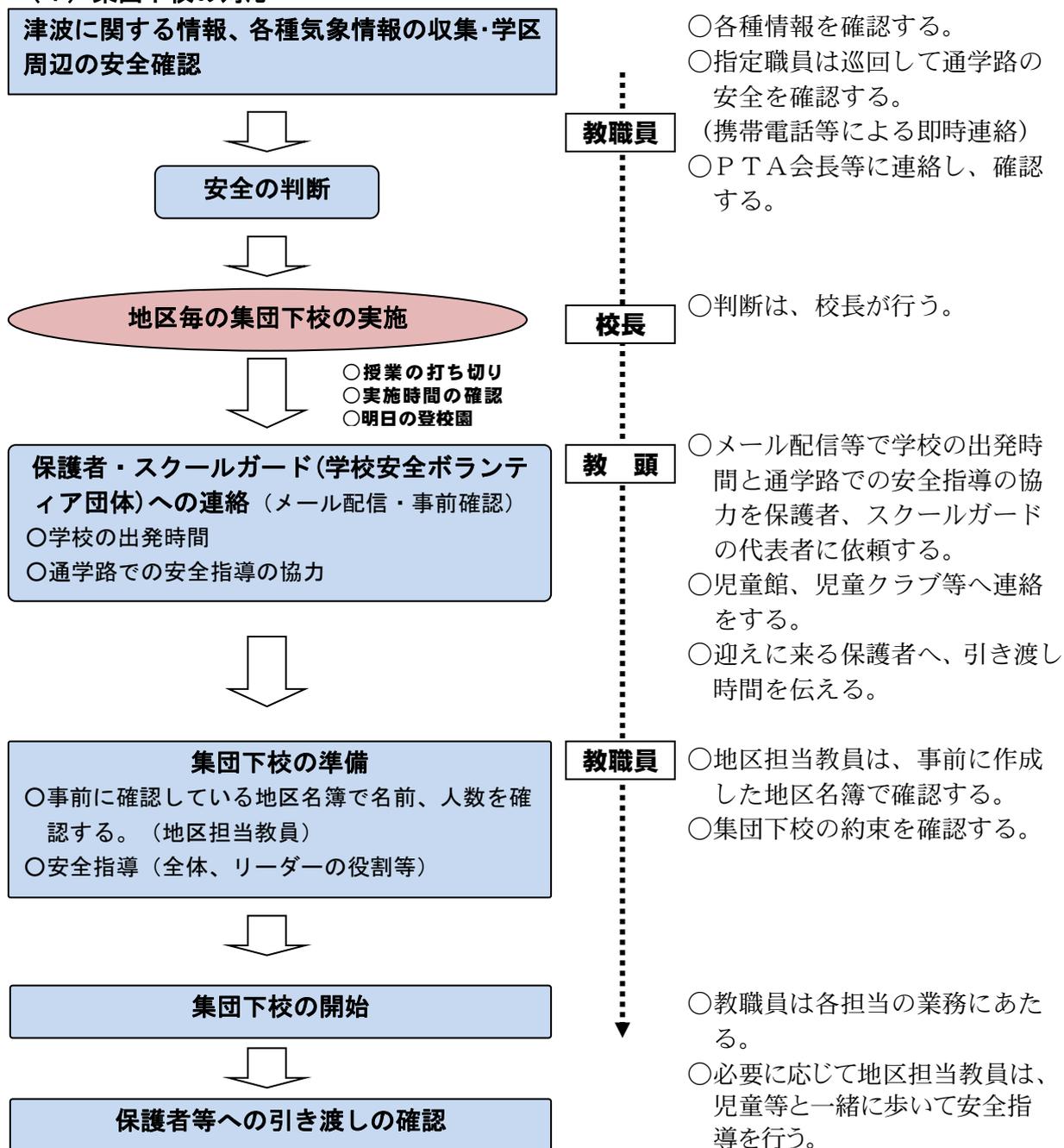


(2) 校外で待機させる場合の対応 (校外活動中)



1 1 集団下校

(1) 集団下校の対応



12 避難所の設置・運営に関わる協力（学校が避難所となる際の対応）

（1）運営協力体制等について

- ① 互理町総務課、教育委員会、関係する行政区（自主防災組織）と避難者の受け入れや避難場所・避難所の運営方法について、定期的な協議、運営マニュアルの内容の検討、訓練等を通じて、共通理解を図る。
- ② 学校が、避難所、避難場所に指定される際は互理町総務課防災担当と施設の使用条件や運営方法等に事前に話し合っておく。
- ③ 避難所対応に教職員が混乱し、児童の安全確保に支障を来すことがないように、学校防災計画上の避難所にかかる対応方針等については、あらかじめ互理町が作成する「避難所運営に関するマニュアル」等との整合性を十分に図る。
- ④ 新型コロナウイルス感染症等の新型感染症を踏まえた、避難所の開設・運営について、互理町総務課と施設の使用場所等の事前に確認する。
- ⑤ 福祉避難所に指定されている学校においても、互理町総務課と連携し、受け入れ対象者や運営方法等、十分な確認が必要である。
- ⑥ 児童が避難所運営上の一部の作業等に携わるようにすることは、将来の地域防災の一翼を担う人材育成を行う観点からも、また、避難者が積極的に避難所運営に携わる意識を高める上でも効果があるため、可能な範囲で役割を担いよう配慮することが適当である。

(2) 学校の避難所設置・運営にかかる協力（発災初期段階）

* 学校に教職員がいる時間帯において地震が発生し、町役場職員が避難所開設をする前に住民が避難してきた場合を想定



* 詳細については、「避難所開設・運営マニュアル 亶理町 令和2年4月」に従って開設・運営する。

1.3 学校再開に向けた対応

(1) 教育再開への取組

児童生徒等、教職員の被害状況の確認

- 児童生徒等の安否と所在場所の確認
- 教職員の安否確認 家庭・保護者の被災状況の確認

○教職員は、できるだけ速やかに、家庭訪問、避難所先を訪問し、児童生徒等の被害状況を確認する。(避難先、連絡方法、健康状態等)

家庭保護者の被災状況の確認

- 保護者の安否と所在場所の確認

○地域、PTAと連携を図りながら、家庭・保護者の安否確認、所在場所、学区内の被災状況を確認する。

学校園施設・設備等の点検

- 建物の構造部材、副構造部材の点検と補修
- ライフライン(水道、電気、ガス等)の復旧状況
- 危険の箇所の立入禁止の明示と危険物・危険薬品等の点検
- 仮設校舎の建設要請
- 校舎内外の清掃・消毒
- 移転先での学校再開の準備

○災害の程度によって、校舎や施設設備等の使用再開について、専門家(応急危険度判定士等)の点検を受けて決定する。
○ライフラインの状況を点検し、関係機関に協力を依頼する。
○理科室等の危険薬品、灯油保管場所等を確認する。
○校舎内へ浸水があった場合は、清掃、消毒を実施する。

通学方法の確認と通学路の安全点検

- 危険箇所の点検と補修箇所の報告

○通学園路の安全を確認し、危険箇所について関係機関へ連絡する。

教育環境の整備

- 授業形態の工夫と教職員の配置
- 教科書、学用品等の損失状況の確認と発注
- 支援物資の取りまとめ
(教育委員会との連携)
- 文部科学省ポータルサイトの活用
(支援物資)
- 心のケア(スクールカウンセラーとの連携)
- マスコミ、外部ボランティア団体等の対応

○当面の授業形態(午前授業、短縮授業等)と学習プログラムを検討する。
○教科書、学用品の滅失棄損状況を確認し、不足教科書等の確保に努める。
○スクールカウンセラーを派遣するなど心のケア対策を講じる。
○マスコミ対応、ボランティア団体の受け入れの対応は、校園長及び教頭が行う。

避難所との共存

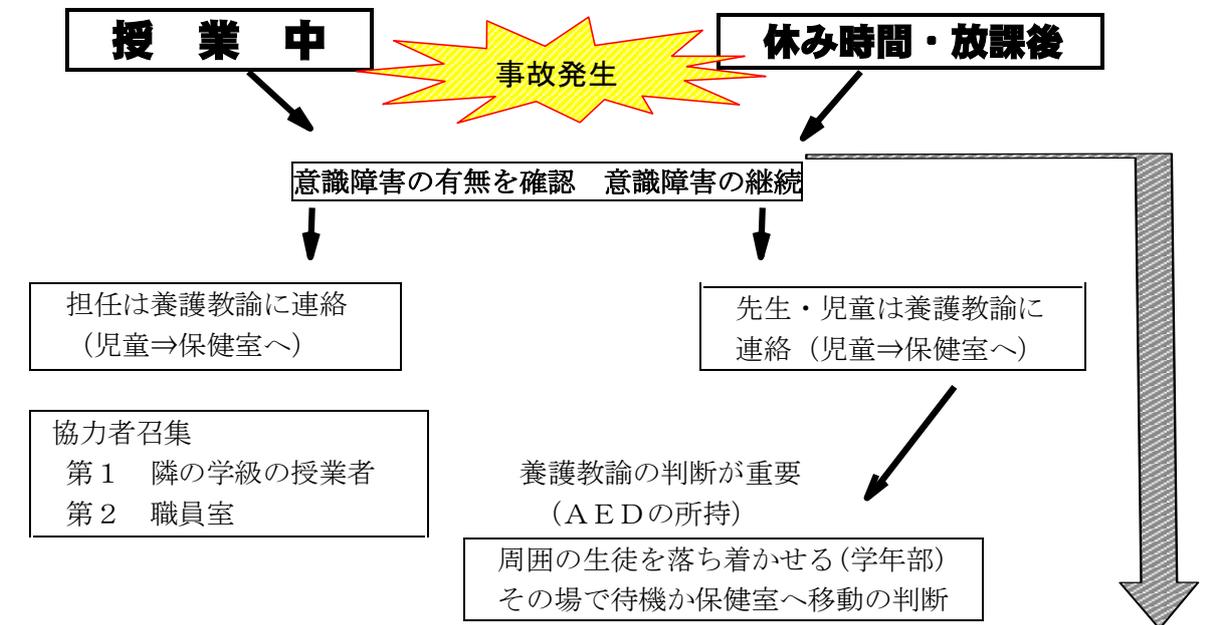
- 避難所運営組織と協議
- 立入制限区域の明示

○学校施設(特に体位館)が長期的に避難所として使用されることがあるため、立入制限区域を明示することや、お互いの生活のルールを確認する。

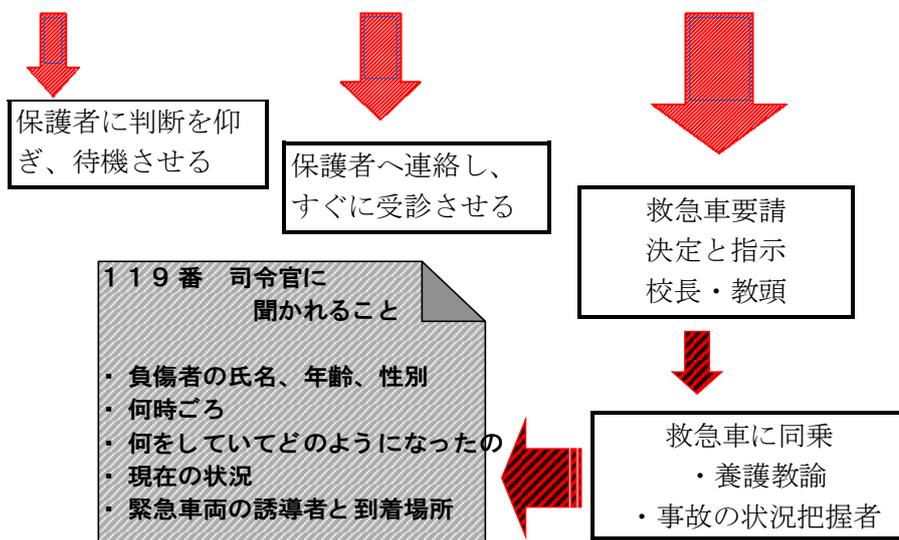
14 その他

熱中症発生時の対応

WBGT31以上、熱中症特別警戒アラート発令時は原則「外の活動」は禁止



被害者の状況 実施可能な手当	軽度 (外傷無し)	軽傷 (外傷軽微)	重傷 (外傷・出血等)
-------------------	--------------	--------------	----------------



関係児童への対応

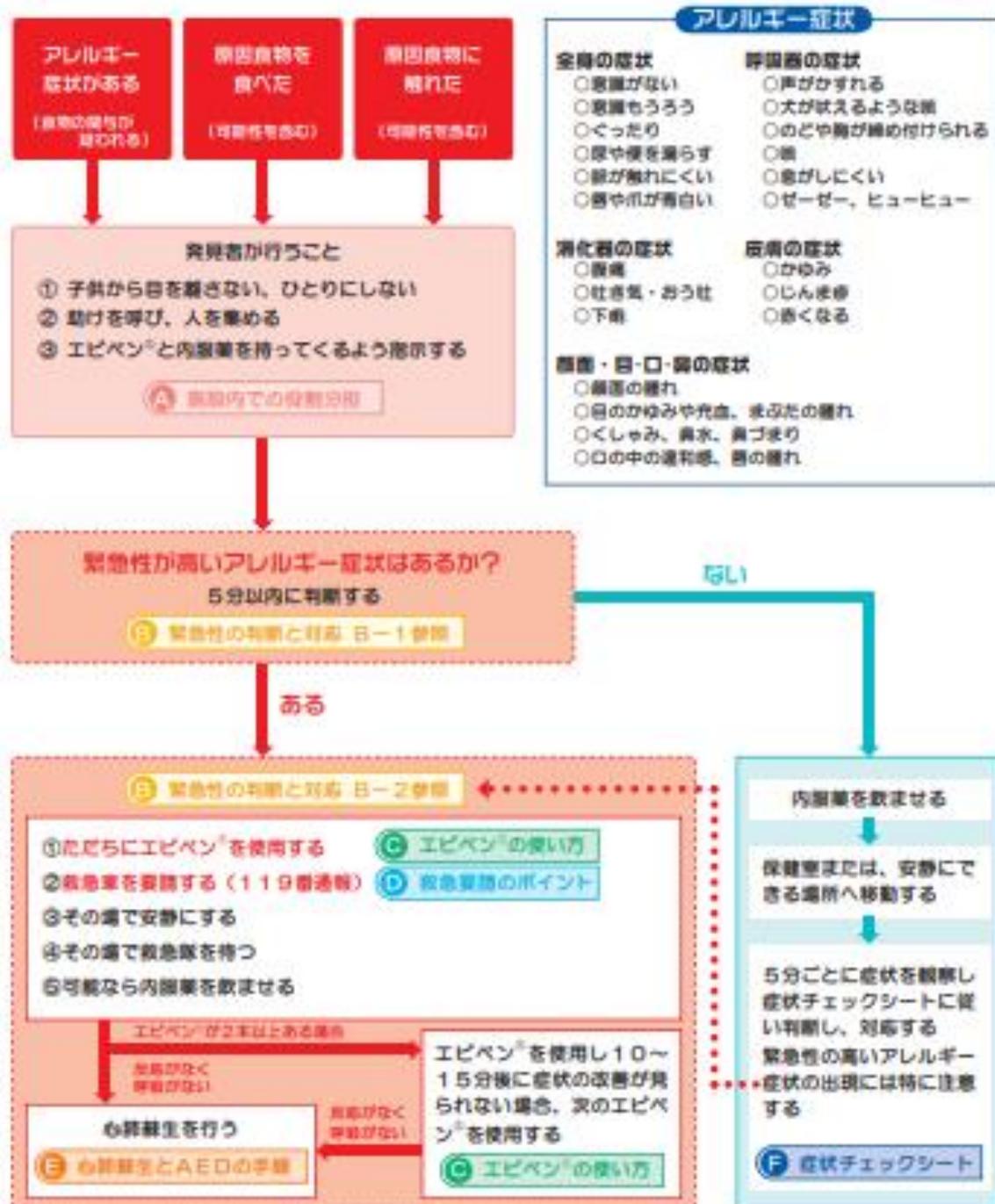
- ①教育委員会への連絡 校長
- ②保護者等からの照会に対する対応 教頭
- ③状況によっては教職員待機
- ④状況によっては保護者(P T A)の非常召集と事情説明 校長

付き添い学校へ連絡

- 保護者への連絡
- ・ 学年担当者
- ・ 保護者への引渡

食物アレルギー緊急時対応マニュアル

アレルギー症状への対応の手順



アレルギー症状

- | | |
|--------------------|---------------|
| 全身の症状 | 呼吸器の症状 |
| ○意識がない | ○声がかすれる |
| ○意識もうろう | ○大げんえいのような顔 |
| ○ぐったり | ○のどや胸が締め付けられる |
| ○尿や便を漏らす | ○咳 |
| ○目が腫れにくい | ○息がしにくい |
| ○唇や爪が青白い | ○ゼーゼー、ヒューヒュー |
| 消化器の症状 | 皮膚の症状 |
| ○嘔吐 | ○かゆみ |
| ○吐き気・おう吐 | ○じんましん |
| ○下痢 | ○赤くなる |
| 顔面・目・口・鼻の症状 | |
| ○顔面の腫れ | |
| ○目のかゆみや充血、まぶたの腫れ | |
| ○くしゃみ、鼻水、鼻づまり | |
| ○口の中の違和感、唇の腫れ | |